# 海陽町関西ふるさと会会則

### (名 称)

第1条 本会は、「海陽町関西ふるさと会」と称する。

#### (目的)

第2条 本会は、ふるさとを離れ関西地域で暮らす海陽町出身者の交流と、親睦を図り、 ふるさと海陽町への郷土愛を育み、連携し、ふるさとへの応援と会員同士の発展を推進することを目的とする。

### (活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
  - (1) 会員相互の交流と親睦を図る
  - (2) ふるさと海陽町との情報交換及び交流
  - (3) 海陽町へのふるさと応援団としての活動
  - (4) その他本会の目的達成のために必要な活動

# (会 員)

- 第4条 本会は、次の者をもって組織する。
  - (1) 関西地域(大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、滋賀)で暮らず海陽町出身者
  - (2) (1) 以外の者で、本会の趣旨に賛同し、大阪での会議や催しに参加できる者

# (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監事 2名
- 2 役員の任期は、2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、任期満了であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。
- 3 役員に欠員が生じたときは必要に応じて補選し、その任期は他の役員の残任期間とする。

#### (役員の選任)

- 第6条 役員は、総会において選任する。
- 2 会長、副会長、幹事、会計、会計監事は役員会で選出し、総会に報告する。

#### (役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、役員会において所定の事項の協議にあたる。
- 4 会計は、会の会計処理を行う。
- 5 会計監事は、本会の会計を監査する。

### (顧 問)

第8条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

# (会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 総会は、年1回開催し、臨時総会及び役員会は必要の都度開催する。
- 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決する。

# (総 会)

- 第10条 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び事業報告の承認
  - (2) 予算及び決算の承認
  - (3) その他本会の運営に必要な事項

### (役員会)

- 第11条 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 入会、退会、除名に関する事項。
  - (3) その他役員会の運営に関する事項

#### (事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局は会長の指名により関西圏内に置く。

#### (経 費)

- 第13条 本会の運営経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもって充てるものとする。
- 2 会費は、年会費2.000円とする。
- 3 各行事の開催にあたっては、参加者から経費を徴収する。
- 4 退会者及び除名者に対して、それまでに納入した年会費等は返還しない。

# (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## (その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この会則は、平成27年7月12日から施行する。